

平成30年度包括外部監査意見に対する対応状況・方針等

監査テーマ:教育委員会の財務に関する事務(主に県立学校に係るもの)の執行及び県立学校の事務の執行について

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等	
								令和元年度報告内容	令和2年度状況
1	H30	25	意見	会計 データベースとして活用できる会計システムの構築について	出納局	会計課	将来会計システムの再構築を行う際には、事業別予算執行状況のタイムリーな把握、決算業務の効率化、さらに職員の働き方改革等に資するため、事業別予算額、決算額の集計及び管理等の様々な業務に活用できるデータを抽出、作成できるデータベース機能を有する会計システムの構築が望まれる。	財務会計システムの再構築を行う際は、費用対効果等を勘案しながらより優れたシステムの導入について検討したい。	財務会計システムの再構築を行う際は、費用対効果等を勘案しながらより優れたシステムの導入について検討したい。
2	H30	57	意見	愛媛県美術館企画展の無料招待券の配布効果の測定について	ス 文 化 部 ツ ・	美術館	無料招待券の配布による効果を具体的に測定することが望まれる。 例えば、どこに配布した招待券で来館しているのか把握できるように、招待券に配布先が特定できるマークを入れてから配布することや、無料招待券での来館者に対して美術館への訪問動機等アンケートをすることなどが考えられる。	本年度から美術館が配布する無料招待券にはナンバリングを施し、配布先と回収状況を調べることにした。今年度6月まで実施した展覧会においては、社会教育や学校教育に関連する団体や個人に配布した場合に、来館率が高かったことが分かった。 今後の展覧会においても継続して調査を続けるとともに、来館者への訪問動機に関するアンケートについては、来館動機を答える機器を設置したので、今後、効果的な広報先を検討していく。	配布先と回収状況が突合できるよう、元年度に続き美術館が配布する無料招待券にはナンバリングを施した上で受払簿も整備し、今後も継続することとしている。 また、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来館者アンケート及び機器については一時休止していたが、令和2年8月から感染対策を取った上で再開したアンケートでは、来館者の訪問動機や属性等についての項目を新たに設け、これまで以上に具体的な把握を行うことにした。

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・ 室	意見内容	対応状況・方針等	
								令和元年度報告内容	令和2年度状況
3	H30	58	意見	美術館 愛媛県美術館レストラン運営に係る行政財産貸付料の算定方法について	ス 文 ポ 化 部 ツ ・	美術館	<p>愛媛県美術館内に併設されるレストランの運営者から徴収する行政財産使用料については、どのような算定方法が適切であるか、契約更新時（2022年度末）に検討を行うことが望まれる。</p> <p>飲食店のテナントとして施設の一部を借り受ける場合、一定以上に売上があればその数パーセントは家賃収入とする契約形態が一般的であり、愛媛県美術館においてもそのような契約形態が参考例の一つになる。</p>	<p>現在のレストランの運営については、平成29年に撤退する事業者の例により、使用料は、県の行政財産の使用料単価（非木造、光熱水費実費徴収）をもとに使用面積に応じて徴収することを前提として複数の希望業者からの提案内容を審査し、最も優れた提案と認められたものに、平成29年4月から5か年の期間内（継続希望により毎年更新）で行政財産の使用許可を与えている。</p> <p>事業者は、コロナ渦のもとで、臨時休館の要請にも応え、営業時間の短縮やメニューの見直しなどをしながら営業を継続し、館のサービス維持に貢献しているが、経営は非常に厳しい状況にある。売上の数%を使用料とする契約方法の導入では、更新が困難と考える。</p> <p>また、本庁舎内及び中四国の県立直営美術館等の状況についても、全て同様の使用料の徴収方法であったことから、契約条件は現状のままといたしたい。</p>	<p>現在のレストランの運営については、平成29年に撤退する事業者の例により、使用料は、県の行政財産の使用料単価（非木造、光熱水費実費徴収）をもとに使用面積に応じて徴収することを前提として複数の希望業者からの提案内容を審査し、最も優れた提案と認められたものに、平成29年4月から5か年の期間内（継続希望により毎年更新）で行政財産の使用許可を与えている。</p> <p>意見のような契約方法については、今後、現在の事業者の経営状況や他の県内外の事例を参考に検討したい。</p>
4	H30	91	意見	事業 TOEICの受検対象者について	教育委員会	高校教育課	<p>えひめ英語力向上特別対策事業の効果を測定するためには、成長度の比較ができるように受検対象者を高校3年生だけとするのではなく、1年生なども含めることが望まれる。また、大学の入学試験でTOEICの受検結果が活用されているため、チャレンジ校以外の生徒にも受検機会を提供することが望まれる。</p>	<p>令和元年度までのTOEICの結果を活用して、事業実施による成果や課題が把握できたことから、令和2年度においては、事業内容を見直し、県費でのTOEIC受検を取りやめることとした。</p>	<p>受検機会の提供において不公平感が生じないよう、他県の状況も参考にしながら効果的な方法で事業を実施する。</p>
5	H30	122	意見	薬品 県立学校における長期間未使用の毒劇物について	教育委員会	高校教育課	<p>県立学校では、長期間未使用の状態にある毒劇物が多数存在している。今後も使用見込みのないものについては、早期に廃棄処分（又は必要な部門に管理換え）すべきであり、県又は県立学校として全体の状況を把握のうえ、優先順位をつけて計画的に廃棄していく等の対策が望まれる。</p>	<p>使用見込みのない毒劇物について、令和3年2月2日に高校教育課で一括契約し、令和3年3月末までに処分することとしている。</p>	<p>県立学校への調査は完了し、次年度以降の予算で処分することとしており、各県立学校の事務軽減のため、高校教育課で一般競争入札の上、一括契約することとしている。</p>

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・ 室	意見内容	対応状況・方針等	
								令和元年度報告内容	令和2年度状況
6	H30	130	意見	奨学金 奨学金システム について	教育委員会	教職員 厚生室	<p>滞納が発生した者に期限未到来債権がある場合、これらの債権は滞納予備軍になることを認識し、過去の調定年度の滞納額のみならず期限未到来債権も合算した額について滞納計画を立案する必要がある。そのためにも期限未到来債権額を含む人別債権残高一覧が作成できるシステム構築を行うことが望まれる。</p> <p>その際には次の事項について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> データ漏えい等のリスクも検討のうえ、データをネットワーク上で管理する、処理能力の早い端末に置き換える。これと併せて入金情報の適時の把握のため入金情報のオンライン取り込みを検討する。 各年度単位で独立して、年度期首残高、年度中の貸付額及び返還額等の減少額、年度末残高を管理し、そのうえで次年度繰越を行うようなシステム導入を検討する。そうすることにより年度末の各人別債権残高明細表をいつでも出力することができ、平成28年度決算から作成されている貸借対照表等の決算書作成にも資するものと考ええる。 コスト削減のため、愛媛県独自で開発することなく、他の都道府県のシステム導入状況を研究し、成功事例と判断するシステムのライセンス使用を検討する。 	<p>奨学金システムでは、期限未到来債権を含めた返還状況を管理しており、現時点でも人別債権残高を参照可能である。しかしながら、各年度の期首・期末残高、年度中の増減、次年度繰越額の内訳などについては、エクセルで別途集計している状況であり、債権の分類等を含め、今後拡充すべき項目、機能を検討している段階である。</p> <p>データ保護の観点からは、左記意見のとおりネットワーク上での管理が望ましいと考えられるので、システム更改の機会には、構成要件について情報システム所管課と協議のうえシステム構築を行うこととしたい。なお、入金情報のオンライン取込みについては、財務会計オンラインシステムの運用方法の変更を要すると考えられるため、実現可能性について別途関係部局と協議することとしたい。</p>	<p>奨学金システムの機能を精査した結果、システムそのものを変えずとも、データ出力機能を活用すれば、表計算ソフトを使用して人別債権残高一覧を作成できることが分かった。このため、平成30年度末分からは、各年度末の人別債権残高一覧を作成している。作業時において、一部個別データの照合を要した部分があったが、この作業の効率化のため、令和2年度中にデータ出力機能の改修を行った。</p>

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・ 室	意見内容	対応状況・方針等	
								令和元年度報告内容	令和2年度状況
7	H30	131	意見	愛媛県高等学校奨学金に係る債権の回収について	教育委員会	教職員厚生室	<p>業務の効率化及びコスト削減のため、効率の悪い指導員による返還指導業務の見直しと人的配置の検討が望まれる。そのために、次の事項を検討することを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納債権の回収可能性について、例えば、①1年以内に回収可能債権、②分割回収可能債権、③回収要注意債権、④回収懸念債権、⑤回収不能債権などに分類基準を設けて分類し、各分類債権に対して返還指導を含む回収手続を定めることが望まれる。そのうえで例えば分類②の債権に1年間返還遅延が生じると分類③の債権区分に機械的に移行するなどが考えられる。 ・ 分類①及び②の債権に関する返還指導のみ指導員に実施させることにすれば、マンパワーも現在ほどは要しないと思われるし、作業によってはアルバイトでもできるかもしれない。 ・ 分類③及び④の債権については、機械的に回収委託業者に委託する。 ・ 不能欠損処理のルールを設けたうえで、分類⑤の債権は不能欠損処理をおこなう。 ・ 債権の分類を行う場合、滞納者に係る履行期限未到来債権も含め、将来の回収額の最大化を念頭に置いた回収手続を検討する。 <p>県税等その他の債権も滞納している可能性があるため、県全体の事務の効率化の観点から債権の名寄せをおこなうとともに回収事務の見直しが望まれる。</p>	<p>未収債権のうち長期未収金(概ね分類③、④が該当)については、平成30年度から、特に回収困難と思われるものを債権回収会社に委託しているが、指導員による催告に比べ徴収率が高い。このため、将来的には、原則として長期未収金のすべてを外部委託する方針とし、未収期間や未収額に応じた分類の基準を検討しているところである。</p> <p>しかしながら、新規貸付先に対しては、制度説明等を含む返還指導が将来の自主的納付を促すと考えられ、現時点で指導員の削減は予定していない。</p> <p>なお、その他債権との名寄せ等、県全体の債権回収業務の効率化に関しては、債権管理所管課の方針に沿って対応していくこととしたい。</p>	<p>令和2年度から、滞納期間によって債権を分類し、新規滞納者への返還指導業務と長期未収金の回収業務を区別する見直しを行った。</p> <p>具体的には、分類①、②の債権を指導員指導の対象とし、②であっても未収期間が長引くほどリスクは高まることから、滞納後3年経過した場合は一律③に分類することとした。分類③、④は順次債権回収会社に委託しており、令和3年度には該当全件を委託する予定。そのうえで、④に該当するものについては、案件ごとに債務承認、法的措置等を検討することとした。</p> <p>また、時効の援用、債権放棄によるものを分類⑤に該当するものとし、順次不納欠損処理を行っている。</p>